年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 37 年 5 月までの国民年金 保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から39年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、追納通知があった後、父が「全期間納付した。」と言っていた。申立期間が追納となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 37 年 5 月までの期間については、申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているところ、昭和 36 年度国民年金保険料の申請免除に係る「国民年金保険料追納通知書」を所持しているとともに、申立人の母親は当該期間の保険料を 45 年 6 月 24 日に追納していることが特殊台帳から確認できる上、申立人の弟は 38 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料を 45 年に特例納付していることが特殊台帳から確認できることを踏まえると、申立人の父親が、当該期間の保険料を母親の保険料と一緒に追納したものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和37年6月から39年7月までの期間については、国民年金保険料を追納したとする申立人の父親及び母親も当該期間は保険料の免除期間となっており追納した記録は無い上、当該期間の申立人の保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和36年6月から37年5月までの国民年金保険料を追納していたものと認 められる。

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 7,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(17 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額(1万7,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 9 日に支給された申立人の標準 賞与額は、当初 1 万 7,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 9 月に 17 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(17 万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1 万 7,000 円)となっている。

しかしながら、申立期間について、A事業所が保管する申立人に係る給料 台帳から、総支給額は17万円であり、厚生年金保険料は18万円に基づく金 額が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる 保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内である ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなり、 申立期間に係る標準賞与額は17万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(15 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額(1万5,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 9 日に支給された申立人の標準 賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 9 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(15 万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1 万 5,000 円)となっている。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る給料台帳から、申立ての 賞与に係る厚生年金保険料については、その主張する標準賞与額(15 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め られる。

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 16 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(16 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額(1万6,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 9 日に支給された申立人の標準 賞与額は、当初 1 万 6,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 9 月に 16 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(16 万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1 万 6,000 円)となっている。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る給料台帳から、申立ての 賞与に係る厚生年金保険料については、その主張する標準賞与額(16 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め られる。

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 15 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 1 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(15 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額(1万5,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が支給額に見合う額となっていない。同事業所は社会保険事務所(当時)に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は年金の給付に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 17 年 12 月 9 日に支給された申立人の標準 賞与額は、当初 1 万 5,000 円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 21 年 9 月に 15 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(15 万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(1 万 5,000 円)となっている。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る給料台帳から、申立ての 賞与に係る厚生年金保険料については、その主張する標準賞与額(15 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年3月まで

年齢が30歳になった昭和47年*月にA市内で転居し、国民年金集金嘱託員に国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を国民年金集金嘱託員に毎月納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で昭和49年9月12日以降に払い出されていると推認され、申立期間は過年度保険料となることから集金人は過年度保険料を集金できなかったものと考えられ、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人が自分の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納とされている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付したこ とを示す関連資料(家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年3月までの期間及び58年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から56年3月まで

② 昭和58年1月から61年3月まで

夫はサラリーマンであったが、将来のことを考えて国民年金に加入した。 申立期間はいずれも、国民年金の加入手続を行ったときはA市B区役所の 窓口で、その後は自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付したが、領収 書はもらわなかった。また、所持する年金手帳には、申立期間①に係る国 民年金の被保険者記録が取り消された記載があり、これは行政のミスでは ないかと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、いずれもA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は年金手帳を2冊所持しており、1冊目の国民年金手帳には、申立期間の国民年金被保険者資格取得日の記載が無く、2冊目の年金手帳には、申立期間①に係る国民年金の被保険者記録が記載されているものの、斜線で取り消された形跡がある上、オンライン記録及び特殊台帳において、昭和51年5月21日の国民年金被保険者資格喪失の記録後、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失に係る記録は無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収書をもらった記憶は無いとしているが、申立期間と同じA市B区在住期間で納付済みとなっ

ている昭和50年11月から51年4月までの保険料の領収書は所持しており、 申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

20 歳で会社を退職し、昭和 46 年4月から父の店で働き始めた。私自身が国民年金保険料の納付を行うようになったのは、平成2年3月にA市内で転居した後であり、それまではずっと母が納付していたので、申立期間も納付しているものと思っていた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月以降に申立人の妻と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付に申立人自身は関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明であるとともに、申立期間当時、申立人宅の国民年金保険料の集金を担当していた集金人からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られなかった。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

申立期間当時、家族4人で国民年金に加入しており、国民年金保険料はまとめて隣保班長に納付していた。私1人だけ申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月集金人の隣保班長に家族全員 分を納付していたと主張しているが、申立人の妻は申立期間を含む昭和61年 4月から62年8月まで保険料の免除期間となっていることが確認できること から、申立人の申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿等) が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

能本厚生年金 事案 322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年11月1日まで 昭和57年5月から58年10月末までA社に勤務したにもかかわらず、社 会保険事務所(当時)の記録によれば、私の厚生年金保険被保険者資格は 58年3月末で切れている。58年10月末までA社に勤務していたのは事実 であるので、申立期間の厚生年金保険被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 58 年 10 月末までA社に勤務していたと主張しているものの、 申立人が同社に勤務していたことを記憶している同僚は、申立人が申立期間 に勤務していたことを記憶しておらず、申立ての事実を確認できる証言は得 られない。

また、A社は昭和61年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立てに係る事実 を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

さらに、A社における申立人に係るオンライン記録によれば、昭和58年4月1日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格が喪失したと記録されており、これは雇用保険の記録と一致している。

加えて、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い上、昭和 58 年 4 月 12 日に申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月2日から9年8月29日まで

私は、A社に入社時、会社側から給与 40 万円の支払については、現金と振り込みとの二分割にすると説明があった。総額は同じなので問題ないと思っていたが、標準報酬月額の記録は 20 万円に減額されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与の総額に対して低い記録とされていると申し立てているが、同社は平成15年2月から閉鎖状態となっており、申立ての事実を確認できる給与台帳等の関連資料を得ることができない。

また、A社の関係者は、申立人に対する給与20万円については、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除し会社から申立人あてに振り込んでおり、現金支払の20万円については、社長が自らの給与の中から申立人に現金として渡していたと説明している。

さらに、現金支払分の 20 万円の給与に係る給与明細書や源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。